【平成19年6月27日法律第102号改正後】

（事業報告書の提出等）

第四十六条の三　金融商品取引業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

２　金融商品取引業者は、前項の規定により事業報告書を提出するほか、内閣府令で定めるところにより、その業務又は財産の状況を内閣総理大臣に報告しなければならない。

３　内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金融商品取引業者に対し、政令で定めるところにより、第一項の事業報告書の全部又は一部の公告を命ずることができる。

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（事業報告書の提出等）

第四十六条の三　金融商品取引業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

２　金融商品取引業者は、前項の規定により事業報告書を提出するほか、内閣府令で定めるところにより、その業務又は財産の状況　を内閣総理大臣に報告しなければならない。

３　内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金融商品取引業者に対し、政令で定めるところにより、第一項の事業報告書の全部又は一部の公告を命ずることができる。

（改正前）

（新設）

第四十九条　証券会社は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、営業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

②　証券会社は、前項に規定する営業報告書のほか、内閣府令で定めるところにより、当該証券会社の業務又は財産の状況に関する報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

③　内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、証券会社に対し、政令で定めるところにより、第一項の営業報告書の全部又は一部の公告を命ずることができる。

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】

（改正後）

第四十九条　証券会社は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、営業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

②　証券会社は、前項に規定する営業報告書のほか、内閣府令で定めるところにより、当該証券会社の業務又は財産の状況に関する報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

③　内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、証券会社に対し、政令で定めるところにより、第一項の営業報告書の全部又は一部の公告を命ずることができる。

（改正前）

第四十九条　証券会社は、営業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、営業報告書を作成し、毎営業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

②　証券会社は、前項に規定する営業報告書のほか、内閣府令で定めるところにより、当該証券会社の業務又は財産の状況に関する報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

③　内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、証券会社に対し、政令で定めるところにより、第一項の営業報告書の全部又は一部の公告を命ずることができる。

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】

（改正後）

第四十九条　証券会社は、営業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、営業報告書を作成し、毎営業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

②　証券会社は、前項に規定する営業報告書のほか、内閣府令で定めるところにより、当該証券会社の業務又は財産の状況に関する報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

③　内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、証券会社に対し、政令で定めるところにより、第一項の営業報告書の全部又は一部の公告を命ずることができる。

（改正前）

第四十九条　証券会社は、営業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、営業報告書を作成し、毎営業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

②　証券会社は、前項に規定する営業報告書のほか、内閣府令で定めるところにより、当該証券会社の業務又は財産の状況に関する報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

③　内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、証券会社に対し、内閣総理大臣の指示するところに従い第一項の営業報告書の全部又は一部を日刊新聞紙に掲載すべき旨を命ずることができる。

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】 （改正なし）

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】 （改正なし）

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第93号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第91号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第225号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第160号】

（改正後）

第四十九条　証券会社は、営業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、営業報告書を作成し、毎営業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

②　証券会社は、前項に規定する営業報告書のほか、内閣府令で定めるところにより、当該証券会社の業務又は財産の状況に関する報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

③　内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、証券会社に対し、内閣総理大臣の指示するところに従い第一項の営業報告書の全部又は一部を日刊新聞紙に掲載すべき旨を命ずることができる。

（改正前）

第四十九条　証券会社は、営業年度ごとに、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、営業報告書を作成し、毎営業年度経過後三月以内に、これを金融再生委員会に提出しなければならない。

②　証券会社は、前項に規定する営業報告書のほか、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、当該証券会社の業務又は財産の状況に関する報告書を金融再生委員会に提出しなければならない。

③　金融再生委員会は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、証券会社に対し、金融再生委員会の指示するところに従い第一項の営業報告書の全部又は一部を日刊新聞紙に掲載すべき旨を命ずることができる。

【平成11年12月8日 法律第151号】 （改正なし）

【平成11年8月13日 法律第125号】 （改正なし）

【平成11年6月23日 法律第80号】 （改正なし）

【平成10年10月16日 法律第131号】

（改正後）

第四十九条　証券会社は、営業年度ごとに、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、営業報告書を作成し、毎営業年度経過後三月以内に、これを金融再生委員会に提出しなければならない。

②　証券会社は、前項に規定する営業報告書のほか、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、当該証券会社の業務又は財産の状況に関する報告書を金融再生委員会に提出しなければならない。

③　金融再生委員会は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、証券会社に対し、金融再生委員会の指示するところに従い第一項の営業報告書の全部又は一部を日刊新聞紙に掲載すべき旨を命ずることができる。

（改正前）

第四十九条　証券会社は、営業年度ごとに、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、営業報告書を作成し、毎営業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

②　証券会社は、前項に規定する営業報告書のほか、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、当該証券会社の業務又は財産の状況に関する報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

③　内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、証券会社に対し、内閣総理大臣の指示するところに従い第一項の営業報告書の全部又は一部を日刊新聞紙に掲載すべき旨を命ずることができる。

【平成10年10月13日 法律第118号】 （改正なし）

【平成10年6月15日 法律第107号】 （編者注：実質ベースで書き換え）

（改正後）

第四十九条　証券会社は、営業年度ごとに、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、営業報告書を作成し、毎営業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

②　証券会社は、前項に規定する営業報告書のほか、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、当該証券会社の業務又は財産の状況に関する報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

③　内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、証券会社に対し、内閣総理大臣の指示するところに従い第一項の営業報告書の全部又は一部を日刊新聞紙に掲載すべき旨を命ずることができる。

（改正前）

第五十三条　証券会社は、営業年度ごとに、総理府令・大蔵省令で定める様式により、営業報告書を作成し、毎営業年度経過後二箇月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

（②　新設）

②　内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めるときは、証券会社に対し、内閣総理大臣の指示するところに従い前項の営業報告書の全部又は一部を新聞紙に掲載すべき旨を命ずることができる。

【平成10年6月15日 法律第106号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第121号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第120号】 （改正なし）

【平成9年12月10日 法律第117号】 （改正なし）

【平成9年6月20日 法律第102号】

（改正後）

第五十三条　証券会社は、営業年度ごとに、総理府令・大蔵省令で定める様式により、営業報告書を作成し、毎営業年度経過後二箇月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

②　内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めるときは、証券会社に対し、内閣総理大臣の指示するところに従い前項の営業報告書の全部又は一部を新聞紙に掲載すべき旨を命ずることができる。

（改正前）

第五十三条　証券会社は、営業年度ごとに、大蔵省令で定める様式により、営業報告書を作成し、毎営業年度経過後二箇月以内に、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

②　大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めるときは、証券会社に対し、大蔵大臣の指示するところに従い前項の営業報告書の全部又は一部を新聞紙に掲載すべき旨を命ずることができる。

【平成9年5月21日 法律第56号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第55号】 （改正なし）

【平成8年6月21日 法律第94号】 （改正なし）

【平成7年6月7日 法律第106号】 （改正なし）

【平成6年6月29日 法律第70号】 （改正なし）

【平成5年11月12日 法律第89号】 （改正なし）

【平成5年6月14日 法律第63号】 （改正なし）

【平成5年5月12日 法律第44号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成4年6月5日 法律第73号】 （改正なし）

【平成3年10月5日 法律第96号】 （改正なし）

【平成2年6月29日 法律第65号】 （改正なし）

【平成2年6月22日 法律第43号】 （改正なし）

【平成元年12月22日 法律第91号】 （改正なし）

【昭和63年5月31日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和60年6月21日 法律第71号】 （改正なし）

【昭和59年5月25日 法律第44号】 （改正なし）

【昭和58年12月2日 法律第78号】 （改正なし）

【昭和56年6月9日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和56年6月1日 法律第62号】 （改正なし）

【昭和55年11月19日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第5号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第4号】 （改正なし）

【昭和41年6月23日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和40年5月28日 法律第90号】

（改正後）

第五十三条　証券会社は、営業年度ごとに、大蔵省令で定める様式により、営業報告書を作成し、毎営業年度経過後二箇月以内に、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

②　大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めるときは、証券会社に対し、大蔵大臣の指示するところに従い前項の営業報告書の全部又は一部を新聞紙に掲載すべき旨を命ずることができる。

（改正前）

第五十三条　証券業者は、営業年度ごとに、大蔵省令で定める様式により、営業報告書を作成し、毎営業年度経過後二箇月以内に、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

②　大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めるときは、証券業者に対し、大蔵大臣の指示するところに従い前項の営業報告書の全部又は一部を新聞紙に掲載すべき旨を命ずることができる。

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】 （改正なし）

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】 （改正なし）

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第五十三条　証券業者は、営業年度ごとに、大蔵省令で定める様式により、営業報告書を作成し、毎営業年度経過後二箇月以内に、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

②　大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めるときは、証券業者に対し、大蔵大臣の指示するところに従い前項の営業報告書の全部又は一部を新聞紙に掲載すべき旨を命ずることができる。

（改正前）

第五十三条　証券業者は、営業年度ごとに、証券取引委員会規則で定める様式により、営業報告書を作成し、毎営業年度経過後二箇月以内に、これを証券取引委員会に提出しなければならない。

②　証券取引委員会は、公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めるときは、証券業者に対し、証券取引委員会の指示するところに従い前項の営業報告書の全部又は一部を新聞紙に掲載すべき旨を命ずることができる。

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第五十三条　証券業者は、営業年度ごとに、証券取引委員会規則で定める様式により、営業報告書を作成し、毎営業年度経過後二箇月以内に、これを証券取引委員会に提出しなければならない。

②　証券取引委員会は、公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めるときは、証券業者に対し、証券取引委員会の指示するところに従い前項の営業報告書の全部又は一部を新聞紙に掲載すべき旨を命ずることができる。